

8 焼却灰資源化(溶融固化)に係る飛灰運搬業務委託 仕様書

- 1 委託業務の名称
8 焼却灰資源化(溶融固化)に係る飛灰運搬業務委託
- 2 委託期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
- 3 運搬する廃棄物
乾飛灰(一般廃棄物、鉛等の重金属類を含む。)
- 4 予定数量 約 1,420 t (内訳: 乾飛灰 1,420 t/年)
※ 焼却量に連動し、焼却灰の排出量は変動しますので、必ずしもこの数量を保証するものではありません。
- 5 積込場所
神栖市東和田 2 1 番地 1 1 鹿島共同可燃ごみクリーンセンター
- 6 搬入場所
鹿嶋市大字光 4 番地 新日本電工株式会社鹿島工場
- 7 運搬車両
以下の(1)から(3)すべてに該当する車両であること。
(1) 運搬用車両の台数は2台以上所有すること。
(2) 運搬する車両は、自社所有車若しくはレンタカーの粉粒体運搬車とし、乾飛灰の飛散、流出の恐れがなく、搬入場所内の飛灰サイロへ圧送して排出可能な車両であること。
(3) 搬出場所のトラックスケールで計量可能な車両であること。
- 8 業務内容
(1) 鹿島共同可燃ごみクリーンセンターから発生する乾飛灰を新日本電工株式会社鹿島工場へ運搬する。
(2) 業務委託報告書の提出
月毎に運搬回数及び運搬量を集計し、業務委託報告書を提出する。
- 9 実施要領
(1) 見積徴取の条件
見積り金額は1トン当たりの単価(消費税及び地方消費税を除く)とする。
(2) 乾飛灰の収集運搬

乾飛灰の運搬は受注者が行い、置場渡しとする。

運搬は、委託期間のうち発注者が指示する日とし、1日あたり2回とする。

- (3) 積込時間は1時間以内とし、積込量は約5 t/車（粉粒体運搬車）とする。
- (4) 検収は、搬入場所の20kg単位で計量した計量値とし、搬入場所が発行する管理票に必要事項を記入するものとする。

7 その他

- (1) 搬入量等は、原則として発注者が指示するものとするが乾飛灰の排出状況により随時、変更する場合がある。
- (2) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律等、関係法令を遵守すること。
- (3) 代金の支払いについては単価に毎月の搬出実績を乗じて得た金額を月毎に支払うものとする。
- (4) 本仕様書に定めのない事項及び疑義については、発注者と協議のうえ、決定するものとする。